

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3第1項の規定に基づき、静岡県（以下「甲」という。）と医療機関名（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

なお、第3条の措置に、検査の実施能力を含む場合は、感染症法第36条の6の規定に基づく検査等措置協定を兼ねるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新興感染症発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新興感染症の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、別に定める医療措置を講ずるものとする。

（个人防护具の備蓄）

第4条 乙は、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、別に定める个人防护具の備蓄に努めることとする。

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条の措置に要する費用については、甲の予算の範囲内において、甲は、乙に対して、補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、当該感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条の个人防护具の備蓄に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新興感染症が発生した際に当該感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助制度等が創設された場合は、乙に対して、当該補助制度等に基づいた補助制度等を検討する。

3 甲は、第3条の措置（病床の確保又は発熱外来の実施に限る。）のうち、新興感染症の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置として静岡県知事が別に定める基準を満たすものを講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

第3項は、流行初期医療確保措置の実施が可能な病院・診療所のみ記載

(新興感染症に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新興感染症に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新興感染症に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 乙が、法令に基づき、保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者として、廃止に係る届出を提出した場合、指定の辞退に係る申出をした場合又は指定の取消を受けた場合は、前項の規定にかかわらず、当該廃止日、辞退日又は取消日を協定期間の満了日とする。

3 第3条の措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条の措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲からこの協定に基づく措置の実施の状況、当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、甲が指定する方法により、速やかに当該事項を報告するものとする。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一 乙において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識をこの協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練にこの協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙における対応の流れを点検すること。

(その他)

第11条 この協定に係る具体の手續きについては、甲が別に定めるところによるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 { (開設者) 開設者と管理者が同じ場合は、管理者のみ記載
主たる事務所の所在地※例 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号
名称 ※例 医療法人〇〇〇〇
代表者の職氏名※例 理事長 〇〇 〇〇
(管理者)
医療機関所在地※例 静岡県〇〇市〇〇丁目〇番〇号
医療機関名 ※例 〇〇病院
管理者の職氏名※例 院長 〇〇 〇〇